

宮崎県介護人材確保推進協議会 ～宮崎の雇用に関する基礎資料～

令和5年5月31日



厚生労働省 宮崎労働局
職業安定部

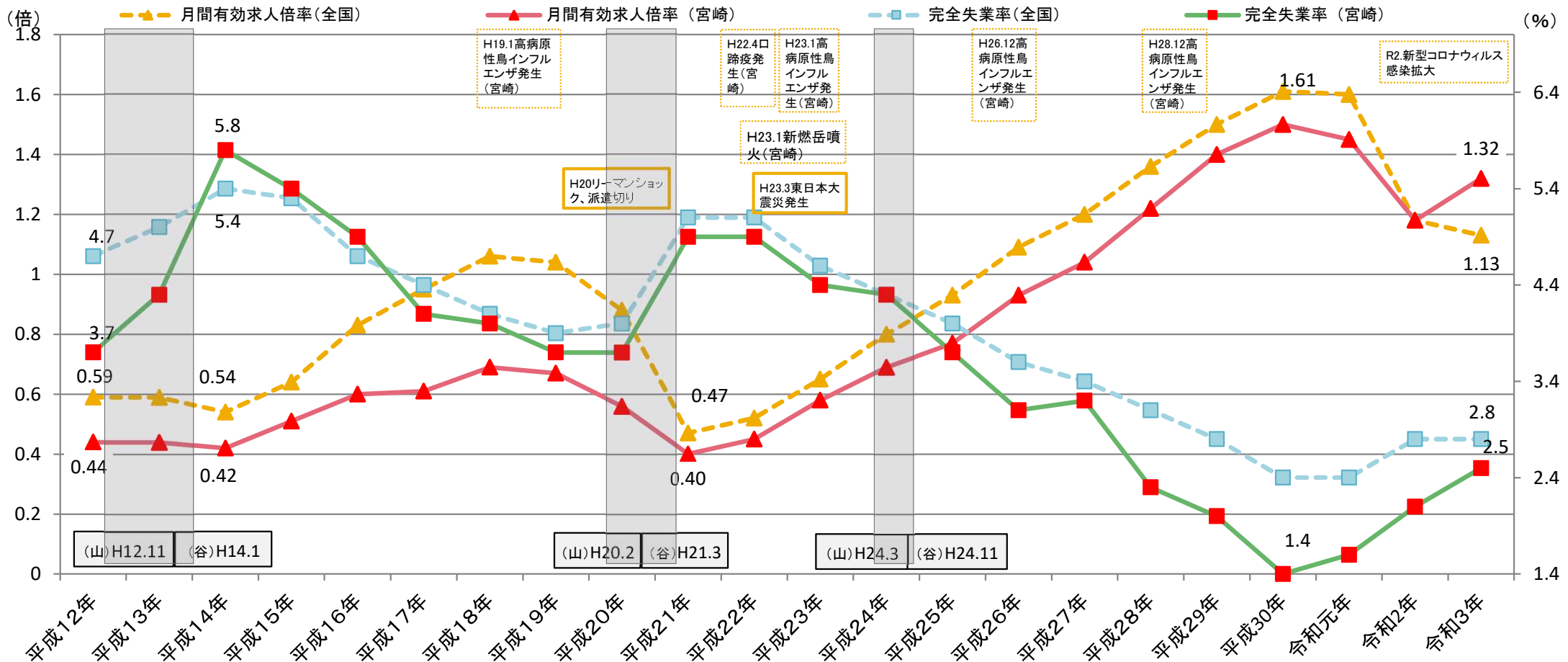
ここにアクセス!
(宮崎労働局HP)



宮崎の『現下の雇用情勢』（完全失業率と有効求人倍率の動向）

現在の雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいる。

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
月間有効求人倍率(全国)	0.59	0.59	0.54	0.64	0.83	0.95	1.06	1.04	0.88	0.47	0.52	0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13
月間有効求人倍率(宮崎)	0.44	0.44	0.42	0.51	0.60	0.61	0.69	0.67	0.56	0.40	0.45	0.58	0.69	0.77	0.93	1.04	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18	1.32
完全失業率(全国)	4.7	5.0	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0	5.1	5.1	4.6	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.8	2.8
完全失業率(宮崎)	3.7	4.3	5.8	5.4	4.9	4.1	4.0	3.7	3.7	4.9	4.9	4.4	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.4	1.6	2.1	2.5



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

注) 月間有効求人倍率は季節調整済の値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

注) 宮崎県の完全失業率はモデル推計値。全国の平成23年平均の完全失業率の実数は補充推計値。

毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

※ 網掛け部分は景気後退期

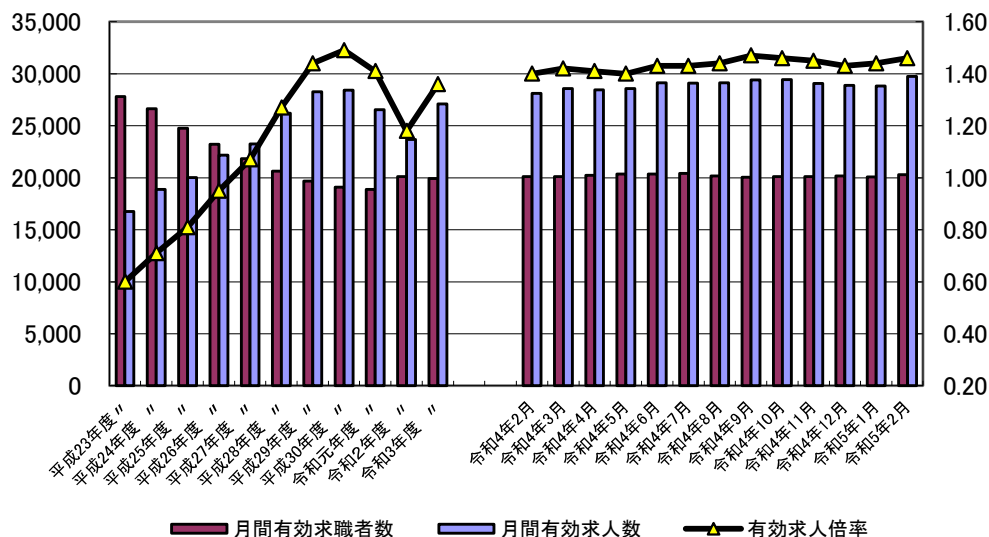
宮崎の『現下の雇用情勢』(令和5年2月)

- 令和5年2月の有効求人倍率(季節調整値)は1.46倍と前月より0.02ポイント上昇。有効求人倍率は、92ヶ月連続で1倍台を維持。
- 安定所別(原数値)では、宮崎所、都城所が前年同月を上回った。職業別では、保安の職業、建設関連職種、介護関連職種、サービスの職業等が高い。

(1) 求人、求職及び求人倍率の推移

・有効求人倍率(5年2月)(季調値) 宮崎:1.46倍 全国:1.34倍

・完全失業率(R4年10~12月平均)(原数値) 宮崎:2.3% 全国:2.4%



(2) 正社員求人倍率

年月	R4年8月	9月	10月	11月	12月	R5年1月	2月
求人倍率	1.11	1.12	1.15	1.17	1.26	1.23	1.21
有効求人	13,658	13,502	13,891	13,727	13,786	14,236	14,553
有効求職	12,289	12,109	12,041	11,703	10,965	11,552	12,020

(注) 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

(3) 安定所別有効求人倍率

	宮崎	延岡	日向	都城	日南	高鍋	小林	県計
求人倍率	1.61	1.37	1.31	1.91	1.13	1.30	1.62	1.56
有効求人	14,786	2,894	1,861	6,207	1,374	1,923	1,622	30,667
有効求職	9,164	2,105	1,420	3,249	1,213	1,477	1,000	19,628

(注) 新規学卒者を除きパートタイムを含む(原数値)

(4) 職業別有効求人倍率

職種	倍率(倍)	求人数(人)	求職者数(人)	職種	倍率(倍)	求人数(人)	求職者数(人)
管理的職業	2.98	146	49	生産工程の職業	2.40	2,611	1,087
専門的・技術的職業	2.18	6,356	2,918	輸送・機械運転の職業	2.23	1,324	593
事務的職業	0.73	3,043	4,142	建設・採掘の職業	3.52	1,301	370
販売の職業	2.17	2,056	946	運搬・清掃等の職業	0.84	2,082	2,476
サービスの職業	2.68	5,935	2,211	介護関連職種(*)	2.81	3,155	1,124
保安の職業	7.91	799	101	建設関連職種(*)	4.20	1,958	466
農林漁業の職業	2.10	670	319	職業計	1.35	26,323	19,550

(注) 常用(パート含む)、原数値

(注) (*) 介護関連職種:『専門的・技術的職業』のうち、「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉の専門的職業」、「サービスの職業」のうち、「家政婦(夫)、家事手伝」「施設介護員」「訪問介護職」

(*) 建設関連職種:『専門的・技術的職業』のうち、「建築・土木・測量技術者」、「建設・採掘の職業」のうち、「建設躯体工事の職業」「建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」「電気工事の職業」「土木の職業」

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」、宮崎労働局集計

(参考)年度別職業別有効求人倍率(常用)

○ 令和3年度の常用の有効求人倍率(原数値)は、1.22倍と平成29年度より0.03ポイント低下。

	有効求人倍率(常用)				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
職業計	1.25	1.31	1.26	1.07	1.22
管理的職業	1.67	1.89	2.13	1.85	2.37
専門的・技術的職業	1.73	1.79	1.83	1.64	1.83
開発技術者	0.73	0.76	0.83	0.81	1.23
製造技術者	0.60	0.55	0.46	0.37	0.58
建築・土木技術者等	4.96	5.76	5.91	4.88	5.14
情報処理・通信技術者	1.14	1.62	1.27	1.05	1.16
その他の技術者	1.71	1.54	1.40	1.86	2.30
医師、薬剤師等	3.85	3.15	2.61	1.89	1.81
保健師、助産師等	1.80	1.88	1.84	1.71	1.85
医療技術者	1.93	2.22	2.41	2.13	2.38
その他の保健医療	1.36	1.57	1.74	1.53	1.62
社会福祉の専門的職業	2.18	2.11	2.38	2.04	2.57
美術家、デザイナー等	0.58	0.48	0.35	0.25	0.22
その他の専門的職業	1.13	1.06	1.23	1.09	1.22
事務的職業	0.49	0.52	0.57	0.51	0.57
一般事務員	0.41	0.43	0.48	0.43	0.47
会計事務員	1.26	1.50	1.44	1.15	1.38
生産関連事務員	2.09	2.44	2.50	2.52	2.77
営業・販売関連事務員	0.94	1.13	1.08	1.13	1.34
外勤事務員	2.06	0.94	1.74	4.53	2.00
運輸・郵便事務	2.93	3.10	4.22	2.68	2.52
事務用機器操作の職業	0.70	0.59	0.49	0.52	0.65
販売の職業	1.62	1.75	1.67	1.40	1.65
商品販売の職業	1.62	1.72	1.56	1.26	1.44
販売類似の職業	2.19	2.14	2.96	2.24	2.66
営業の職業	1.60	1.78	1.91	1.73	2.11
サービスの職業	2.42	2.60	2.60	2.16	2.48
家庭生活支援サービス	1.08	2.64	2.29	2.18	1.97
介護サービスの職業	2.32	2.52	2.68	2.84	2.88
保健医療サービス	2.72	3.51	3.31	3.69	4.32
生活衛生サービス	2.74	3.14	3.36	2.29	2.42
飲食物調理の職業	2.23	2.33	2.37	1.63	2.02
接客・給仕の職業	3.14	3.18	2.93	1.73	2.49
居住施設・ビルの管理	1.43	1.95	1.72	1.10	1.15
その他のサービス	1.40	1.72	1.45	1.46	1.53
保安の職業	7.43	6.44	5.61	9.32	12.17
農林漁業の職業	2.12	2.10	1.93	1.88	2.02

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生産工程の職業	1.51	1.65	1.52	1.52	2.27
生産設備(金属)	1.50	1.01	0.47	0.83	1.38
生産設備(金属除く)	0.74	1.04	0.64	1.15	1.97
生産設備(機械)	0.90	1.14	1.06	0.44	1.88
金属材料製造等	1.72	1.82	2.17	2.39	3.06
製品製造・加工処理	1.95	2.31	2.06	1.98	2.82
機械組立の職業	0.85	0.83	0.64	0.51	1.01
機械整備・修理の職業	1.61	2.11	2.33	2.50	3.19
製品検査(金属)	0.89	1.23	0.47	0.71	1.11
製品検査(金属除く)	2.32	1.90	1.42	1.85	3.10
機械検査の職業	2.82	1.46	0.92	1.84	4.78
生産関連・生産類似	0.59	0.51	0.63	0.64	0.77
輸送・機械運転の職業	2.03	2.19	2.16	1.78	1.99
自動車運転の職業	2.40	2.61	2.49	2.00	2.15
その他の輸送の職業	0.46	0.62	0.65	0.48	0.73
定置・建設機械運転	1.52	1.53	1.78	1.70	2.21
建設・採掘の職業	2.32	2.84	3.01	3.15	3.40
建設躯体工事の職業	6.78	7.03	5.35	5.80	8.58
建設の職業	1.91	2.28	2.49	3.04	3.22
電気工事の職業	1.54	2.31	2.24	2.14	2.06
土木の職業	2.34	2.76	3.33	3.38	3.70
採掘の職業	3.20	-	12.71	8.10	11.89
運搬・清掃等の職業	0.66	0.68	0.60	0.58	0.74
運搬の職業	1.19	1.24	1.33	1.06	1.12
清掃の職業	1.79	1.87	1.77	1.55	1.82
包装の職業	2.43	2.96	3.38	3.62	4.39
その他の運搬等の職業	0.26	0.27	0.20	0.20	0.30
福祉関連職業合計	2.09	2.21	2.30	2.23	2.42
(うち介護関係)	2.34	2.49	2.69	2.79	2.93
看護師、准看護師	1.83	1.92	1.88	1.75	1.88
保育士	2.19	2.08	2.33	1.90	1.90
建設関連職業合計	2.85	3.42	3.58	3.55	3.55

<福祉関連職業合計>

保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、福祉相談・指導専門員、福祉施設指導専門員、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、家政婦(夫)家事手伝い、施設介護員、訪問介護職の合計

<うち介護関係>

福祉施設指導専門員、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、家政婦(夫)家事手伝い、施設介護員、訪問介護職の合計

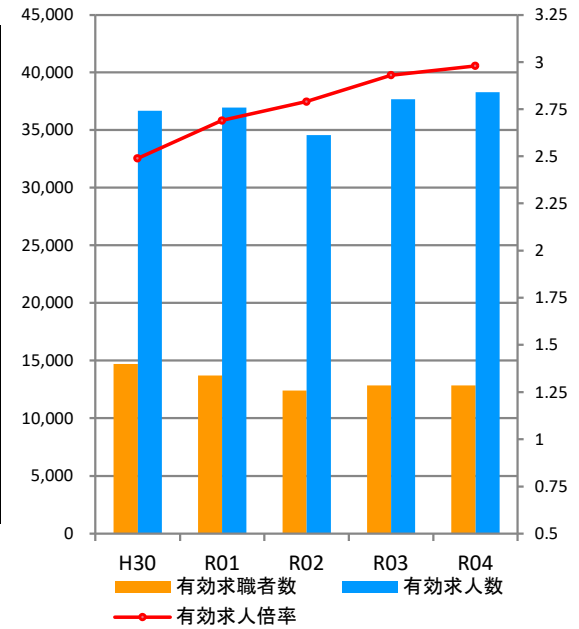
<建設関連職業合計>

建築・土木・測量技術者、建設躯体工業の職業、建設の職業、電気工事の職業、土木の職業の合計

介護関連職種の求人・求職状況【常用(パート含む)】

	新規求職者数			有効求職者数			新規求人数	有効求人数	就職件数			有効求人倍率 (倍)
		うち男	割合		うち男	割合				うち男	割合	
平成30年度	4,330	1,156	26.7%	14,717	4,238	28.8%	13,232	36,678	2,868	746	26.0%	2.49
令和元年度	3,949	1,005	25.4%	13,717	3,721	27.1%	12,996	36,958	2,665	709	26.6%	2.69
令和2年度	3,281	834	25.4%	12,406	3,375	27.2%	12,364	34,569	2,248	607	27.0%	2.79
令和3年度	3,405	875	25.7%	12,853	3,749	29.2%	13,332	37,667	2,263	637	28.1%	2.93
令和4年度	3,299	821	24.9%	12,838	3,663	28.5%	13,263	38,285	2,104	577	27.4%	2.98

※介護関連職種 = 「福祉施設指導専門員」 + 「その他の社会福祉の専門的職業」 + 「家政婦(夫)・家事手伝い」 + 「介護サービスの職業(施設介護員、訪問介護職)」



介護関連職種の求人・求職状況 (月別推移)

	新規求職者数			有効求職者数			新規求人数			有効求人数			就職件数			有効求人倍率		
	R02	R03	R04	R02	R03	R04	R02	R03	R04	R02	R03	R04	R02	R03	R04	R02	R03	R04
4月	387	387	400	1,101	1,150	1,140	1,052	1,170	1,204	2,726	3,049	3,304	201	209	199	2.48	2.65	2.90
5月	280	260	263	1,110	1,106	1,116	923	1,056	959	2,765	3,088	3,194	209	203	197	2.49	2.79	2.86
6月	259	281	258	1,033	1,095	1,110	1,013	1,083	1,207	2,819	3,134	3,196	214	211	182	2.73	2.86	2.88
7月	291	279	215	1,031	1,074	1,037	1,097	1,143	1,135	2,794	3,130	3,172	209	190	167	2.71	2.91	3.06
8月	249	289	251	1,016	1,090	1,008	983	1,082	1,014	2,864	3,138	3,223	161	209	172	2.82	2.88	3.20
9月	213	279	278	987	1,074	1,027	985	1,093	1,186	2,878	3,151	3,206	179	197	157	2.92	2.93	3.12
10月	264	257	265	1,021	1,039	1,065	1,157	1,153	1,141	2,930	3,159	3,270	183	164	167	2.87	3.04	3.07
11月	200	254	238	980	1,042	1,055	988	1,009	1,013	2,953	3,088	3,184	157	169	159	3.01	2.96	3.02
12月	203	206	199	943	983	1,004	923	1,074	1,084	2,900	3,078	3,112	146	134	137	3.08	3.13	3.10
1月	286	321	285	973	1,056	1,022	1,157	1,213	1,134	2,917	3,181	3,122	170	181	122	3.00	3.01	3.05
2月	312	299	329	1,072	1,058	1,118	1,030	1,007	1,049	2,972	3,170	3,155	176	168	194	2.77	3.00	2.82
3月	337	293	318	1,139	1,086	1,136	1,056	1,249	1,137	3,051	3,301	3,147	243	228	251	2.68	3.04	2.77

(参考)産業別・規模別新規求人の推移(原数値)

○ 平成29年度と比較して新規求人数が増加した主な産業は、医療、福祉、建設業、製造業であった。

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	H29・R03	
						増減数	増減率(%)
産業別・規模別							
A.B 農、林、漁業	3,174	3,114	2,854	3,359	3,339	165	5.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	79	95	95	130	169	90	113.9
D 建設業	8,134	8,854	8,811	9,525	9,759	1,625	20.0
E 製造業	11,848	12,453	11,003	9,215	12,438	590	5.0
食料品製造業	3,788	3,492	3,352	2,949	3,783	▲ 5	▲ 0.1
飲料・たばこ・飼料製造業	687	894	656	464	525	▲ 162	▲ 23.6
繊維工業	1,043	1,044	873	693	755	▲ 288	▲ 27.6
木材・木製品製造業	858	1,104	1,233	1,052	1,162	304	35.4
家具・装備品製造業	133	140	121	135	179	46	34.6
パルプ・紙・紙加工品製造業	128	145	118	59	91	▲ 37	▲ 28.9
印刷・同関連業	377	383	272	226	306	▲ 71	▲ 18.8
化学工業	456	450	311	323	540	84	18.4
石油製品・石炭製品製造業	3	0	0	1	2	▲ 1	▲ 33.3
プラスチック製品製造業	556	536	359	270	511	▲ 45	▲ 8.1
ゴム製品製造業	97	135	137	106	161	64	66.0
窯業・土石製品製造業	218	209	294	278	310	92	42.2
鉄鋼業	44	38	43	53	40	▲ 4	▲ 9.1
非鉄金属製造業	6	21	6		9	3	50.0
金属製品製造業	617	584	499	447	571	▲ 46	▲ 7.5
はん用機械器具製造業	469	442	418	377	385	▲ 84	▲ 17.9
生産用機械器具製造業	227	266	237	193	314	87	38.3
業務用機械器具製造業	401	450	303	193	239	▲ 162	▲ 40.4
電子部品・デバイス・電子回路製造業	588	551	387	526	909	321	54.6
電気機械器具製造業	342	304	337	306	1,004	662	193.6
情報通信機械器具製造業	312	498	246	177	83	▲ 229	▲ 73.4
輸送用機械器具製造業	270	546	586	227	382	112	41.5
その他の製造業	228	221	215	160	177	▲ 51	▲ 22.4

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	H29・R03		
						増減数	増減率(%)	
産業別・規模別								
F 電気・ガス・熱供給・水道業	103	80	80	63	56	▲ 47	▲ 45.6	
G 情報通信業	2,566	2,556	2,451	2,352	2,733	167	6.5	
H 運輸業、郵便業	5,726	5,833	5,439	4,235	4,832	▲ 894	▲ 15.6	
I 卸売業、小売業	16,106	15,869	13,582	11,053	12,165	▲ 3,941	▲ 24.5	
J 金融業、保険業	690	844	751	584	790	100	14.5	
K 不動産業、物品賃貸業	1,216	1,189	1,298	1,171	1,304	88	7.2	
L 学術研究、専門・技術サービス業	2,887	2,540	2,208	2,022	2,251	▲ 636	▲ 22.0	
M 宿泊業、飲食サービス業	8,394	7,705	6,985	5,454	6,194	▲ 2,200	▲ 26.2	
N 生活関連サービス業、娯楽業	4,252	4,125	3,677	2,453	2,772	▲ 1,480	▲ 34.8	
O 教育、学習支援業	2,058	2,071	2,065	1,934	1,912	▲ 146	▲ 7.1	
P 医療、福祉	31,523	32,766	32,194	30,726	33,623	2,100	6.7	
Q 複合サービス事業	1,406	1,428	1,143	1,129	1,056	▲ 350	▲ 24.9	
R サービス業(他に分類されないもの)	20,932	18,750	15,021	16,085	19,456	▲ 1,476	▲ 7.1	
S.T 公務、その他	1,979	1,810	2,471	2,014	2,115	136	6.9	
合計	123,073	122,082	112,128	103,504	116,964	▲ 6,109	▲ 5.0	
規模別	29人以下	80,135	78,208	70,616	65,606	73,568	▲ 6,567	▲ 8.2
	30～99人	28,712	28,544	26,849	24,779	28,303	▲ 409	▲ 1.4
	100～299人	10,647	11,427	10,609	9,381	10,811	164	1.5
	300～499人	1,957	2,127	1,896	1,819	1,609	▲ 348	▲ 17.8
	500～999人	1,303	1,325	1,182	1,512	2,083	780	59.9
	1,000人以上	319	451	976	407	590	271	85.0

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

* 1,625 は平成29年度と比較して求人増加数の多かった上位3産業。

介護人材確保を支援する制度のお知らせ

介護・障害福祉分野の人材不足を改善するための支援メニューをご活用ください。

多様な人材の確保・育成に対する支援

- 求職者への職場見学・職場体験等の実施【[ハローワーク](#)、[都道府県福祉人材センター](#)】
求職者に介護の魅力をアピールするため希望に応じて、求職者向け職場見学、職場体験を開催します。
- 職業訓練に対する助成【[都道府県労働局（職業安定部）](#) 又は [ハローワーク](#)】

人材開発支援助成金

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

- [「地域医療介護総合確保基金」を活用した地域の実情に応じた支援（介護分野）](#)【[都道府県介護主管部局](#)】

実施メニューは都道府県によって異なりますので、都道府県介護主管部局にお問い合わせください。

生産性向上と雇用環境改善に対する支援

- 介護分野等における生産性向上の推進【[都道府県（介護：介護主管部局、障害：障害福祉主管部局）](#)】
 - ・地域医療介護総合確保基金等を活用し、介護事業所等におけるICT・介護ロボットの導入を支援します。
 - ・電子申請・届出システムやケアプランデータ連携システムにより、事業所の文書負担軽減を推進します。
- [人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）](#)【[都道府県労働局（職業安定部）](#) 又は [ハローワーク](#)】
事業者が、労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下が図られた場合、導入等に要した費用の20%、上限150万円の目標達成助成金を支給します。
- [雇用管理の改善等の相談支援【介護労働安定センター都道府県支部】](#)
事業主等を対象に、雇用管理の改善に関する相談や、介護関連の情報提供を行います。

介護職員等の処遇改善に対する支援

- [介護職員処遇改善加算等の取得促進の支援](#)【[都道府県（介護：介護主管部局、障害：障害福祉主管部局）](#)】
介護職員処遇改善加算等を検討する介護事業所等へ、社会保険労務士等の専門的な相談員を派遣し、新規取得や、より上位の加算取得を支援します。

外国人材の受け入れ環境整備に対する支援

- [「地域医療介護総合確保基金」を活用した地域の実情に応じた支援【都道府県介護主管部局】](#)

実施メニューは都道府県によって異なりますので、都道府県介護主管部局にお問い合わせください。

<支援メニュー例>

- ・介護福祉士資格の取得を目指す留学生への修学期間中の奨学金の給付等に関する支援
- ・外国人介護人材の受入施設等におけるコミュニケーションや資格取得、生活上の支援 など

介護事業者の人材確保を支援する制度（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000836272.pdf>

ひと、くらし、みらいのために



人材開発支援助成金は、雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施したり、教育訓練休暇制度を適用した事業主等に対して助成する制度です。令和5年度は7つのコースになります。

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外						
		通常分			訓練修了後に賃金を増額した場合※1			
		OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT	
		経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成	
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化:70%		—	正規雇用:60(45)% 非正規雇用:75% 正社員化:100%		—	
	認定実習併用職業訓練※2 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	45(30)%	760(380)円 /時・人	20(11)万円/人	60(45)%	960(480)円 /時・人	25(14)万円/人	
	有期実習型訓練※3 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60% 正社員化:70%		10(9)万円/人	75% 正社員化:100%		13(12)万円/人	
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円※4	—	—	36万円※4	—	—	
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	960(480)円 /時・人	—	—※6	—※6	—※6
		成長分野	75%	960円/時・人※5	—	—※6	—※6	—※6
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45)%	760(380)円 /時・人	20(11)万円/人	75(60)%	960(480)円 /時・人	25(14)万円/人	
	定額制訓練	60(45)%	—	—	75(60)%	—	—	
	自発的職業能力開発訓練	45%	—	—	60%	—	—	
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度 及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円※4	6,000円/日・人※6	—	24万円※4	7,200円/日・人※7	—
短時間勤務等		20万円※4	—	—	24万円※4	—	—	
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	960(480)円 /時・人	—	—※6	—※6	—※6	

※1 [P]

資格手当等の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払った場合、又は、訓練受講者の訓練受講前と訓練修了後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

※2 正規雇用労働者及び非正規雇用労働者を対象とした、企業の中核人材を育てるための訓練。

※3 非正規雇用労働者を対象とした、正社員化を目指して実施する訓練。

※4 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。

※5 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。

※6 「人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練）」及び「事業展開等リスキリング支援コース」については、訓練修了後に賃金を増額した場合の要件は設定せず、あらかじめ高率助成に設定。

※7 有給による休暇を取得した場合に対象。

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額			
		通常分		訓練修了後に賃金を増額した場合	
		経費助成	賃金助成	経費助成	賃金助成
建設労働者認定訓練コース	建設関係の認定職業訓練であって、人材育成支援コースの支給決定を受けた訓練	—	3,800円/日・人	—	1,000円/日・人
建設労働者技能実習コース	建設関係の特別教育・技能講習 登録基幹技能者講習 建設業法に規定する技術検定に関する講習であって、教育訓練給付金の対象となる指定教育訓練	45%～75% ※1	9,405円/日・人～ 7,600円/日・人 ※1	15%	1,750円/時・人～ 2,000円/時・人 ※1

※1 企業全体の雇用する雇用保険被保険者数等により、助成率・助成額が異なる

コース名	概要
障害者職業能力開発コース	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施するために、「①訓練施設等の設置・整備又は更新」をする場合や「②障害者職業能力開発訓練事業」を運営する場合に助成

人材開発支援助成金を活用しやすくするため令和5年4月1日より従来の特定訓練コース・一般訓練コース・特別育成訓練コースを、人材育成支援コースに統合するなどの制度の見直しが行われました。

令和4年度までは、生産性を向上させた事業主に対して助成額の加算を行っていましたが、企業における付加価値の向上を労働者に賃上げとして還元し、さらなる雇用の安定を実現するため、令和5年度からは「賃金要件」及び「資格等手当要件」により助成額の加算を行うこととなりました。

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和5年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。このリーフレットでは、令和5年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 訓練コース統合

① 特定訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ 労働生産性向上訓練
- ・ 若年人材育成訓練
- ・ 熟練技能育成・承継訓練
- ・ 認定実習併用職業訓練

② 一般訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ ①特定訓練コースに該当しない訓練

③ 特別育成訓練コース

(有期契約労働者等向け)

- ・ 一般職業訓練
- ・ 有期実習型訓練

統合

人材育成支援コース

・ 人材育成訓練

職務に関連した知識や技能を習得させるための**OFF-JT**を**10時間以上**行った場合に助成

・ 認定実習併用職業訓練

中核人材を育てるために実施する**OJT**と**OFF-JT**を**組み合わせ**た訓練を行った場合に助成

・ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施する**OJT**と**OFF-JT**を**組み合わせ**た訓練を行った場合に助成

- 有期実習型訓練を除き、**雇用形態を問わず**訓練の受講が可能となりました。
- OFF-JTの最低訓練時間は**10時間以上**に統一されました。
- 有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成としています。

2 人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

- 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、**有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者**としました。
 - 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、**マナビDX** (※) に掲載されている講座のうち、「**ITSS+**」及び「**DX推進スキル標準**」のレベル4又は3に区分される講座を追加しました。
- (※) 経済産業省と(独)情報処理推進機構(IPA)により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX：<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

3 計画届の提出方法の変更 (各コース共通)

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めているコースがありましたが、令和5年度より、**訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届(様式第1-1号)」を提出する**方法に変更しました。

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。その他にも助成の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

令和5年度より「生産性要件」は廃止され 「賃金要件」及び「資格等手当要件」を新設します

令和4年度までは、生産性を向上させた事業主に対して助成額の加算を行っていましたが、企業における付加価値の向上を労働者に賃上げとして還元し、さらなる雇用の安定を実現するため、令和5年度からは「賃金要件」及び「資格等手当要件」により助成額の加算を行います。「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合は、別途申請を行うことで、**訓練経費についてはプラス15%等の加算分を追加で受給**することができます。

賃金要件

毎月決まって支払われる賃金（基本給及び諸手当）について、**訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させていること**。なお、賃金が5%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、賃金改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が5%以上増加していること。

資格等手当要件

資格等手当（毎月決まって支払われる手当）の支払いについて、就業規則、労働協約又は労働契約等に規定した上で、**訓練終了後の翌日から起算して1年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること**。なお、資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、対象労働者ごとに資格等手当支払い後3か月間と資格等手当支払い前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が3%以上増加していること。

支給申請期限

全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内に、割増助成分を別途申請。

- ※ 加算の対象となるコースや加算率（額）については、各コースのパンフレットをご覧ください。
- ※ 制度導入助成である教育訓練休暇等付与コース及び人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度）における賃金要件及び資格等手当要件は、上記に記載の要件と異なりますので、詳細版パンフレットでご確認ください。
- ※ 毎月決まって支払われる賃金や資格等手当の支払後、合理的な理由なく当該賃金や手当を引き下げる場合等は加算の対象となりません。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材開発支援助成金

検索



【医療・福祉業】人材開発支援助成金活用例

人材開発支援助成金は、事業主が計画に沿って従業員に対して、「職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練」を実施し、一定の要件を満たした場合、訓練経費と訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。訓練の内容や、受講する従業員の雇用形態に応じて、様々なコースがあります。

活用例①（介護施設・中小企業）



コロナ禍の影響により集合研修や外部研修が実施できなかったため、**eラーニング**の研修サービスを導入し、従業員のスキルアップを図りたい！

- 訓練コース：介護職員受け放題サービス
- 訓練の内容：介護の基本や認知症介護の基礎など、50種類以上の介護関係のeラーニングが契約期間（1年間）中、定額で、いつでもどこでも受け放題なサービス
- 訓練の進め方：全職員に1か月に2つ以上のeラーニングを受講することを義務付けている
- 契約料金：30,000円/1か月（50人まで）
- 訓練実施者：民間の教育訓練機関
- 受講者数：30人

人への投資促進コース（定額制訓練）の活用

()大企業

定額受け放題（サブスクリプション型）研修サービスを実施し、一定の要件を満たした場合、訓練経費の**60%（45%）**を助成するコース。なお、**既に契約している**定額受け放題研修サービスについては、令和4年4月1日以降に契約期間の初日があれば、計画届の提出日の1か月後の日から助成対象となる。

助成額：216,000円

（経費助成：3万円×12か月×60% = 21.6万円）

活用例②（病院・中小企業）



電子カルテや予約システム等を導入したことに伴い、**全社的なデジタルリテラシーの向上を図るため**、eラーニングの研修サービスを導入したい！

- 訓練コース：デジタルリテラシー訓練受け放題サービス
- 訓練の内容：情報セキュリティやデータの利活用など、100種類以上のIT関係に係るeラーニングが契約期間（1年間）中、定額で、いつでもどこでも受け放題なサービス
- 訓練の進め方：毎月部署ごとに会社が指定したeラーニングを受講するようにしている
- 契約料金：420,000円/1年
- 訓練実施者：民間の教育訓練機関
- 受講者数：80人

事業展開等リスキング支援コースの活用

()大企業

①**事業展開**を行うにあたり新しい分野に必要なスキルを習得させるための訓練や、②事業展開を行わないが、**企業内のデジタル化・DX化・グリーン化・カーボンニュートラル化**を進めるにあたって必要となるスキルを習得させるための訓練（OFF-JTで訓練時間数が**10時間以上**）を実施し、一定の要件を満たした場合、訓練経費の**75%（60%）**と1時間あたり**960円（480円）**を助成するコース。

助成額：315,000円

（経費助成：42万円×75% = 31.5万円）

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

人材開発支援助成金 厚生労働省

検索

宮崎労働局助成金センター

(0985-62-3125)

【令和4年12月2日版】



准看護師資格を持つ従業員が看護師になるため、自発的に専門学校に通うことになった。その従業員から費用がネックだという相談を受け、今後は、**労働者の自発的な訓練の受講**に対して、経費を100%補助することに決めた！

- 訓練コース：看護師養成課程
- 訓練実施者：専門学校
- 訓練の内容：看護師資格を取得するための通信講座
- 標準学習期間：24か月
- 受講料：800,000円/1人
- 受講者数：1人

人への投資促進コース (自発的職業能力開発訓練) の活用 ()大企業

労働者が**自発的に**教育訓練 (OFF-JT訓練時間数が**20時間以上**)を受講する場合に、事業主がその経費の**2分の1以上**を補助し、一定の要件を満たした場合、訓練経費の**45% (45%)**を助成するコース。ただし、経費負担については、**就業規則等に規定した**制度に基づき、実施することが必要。

助成額：200,000円

(経費助成：80万円×100%×45%=20万円 (上限))

人材開発支援助成金活用のポイント

人材開発支援助成金は、ハローワークで給付する教育訓練給付制度のような指定講座がなく、「職務に関連する専門的な知識や技術を習得させるための訓練」等支給要件を満たせば、**事業主等の任意の訓練コース**を対象訓練として申請できるため、幅広く活用することができます。
 ※対象とならない実施目的や実施方法があります (マナー講座、モラル向上研修、特別教育、OJT等)
 ※訓練の目的・内容や、受講する従業員 (対象労働者) の雇用形態に応じて、活用するコースに定められた**訓練時間数を満たす必要があります**

訓練の実施者

①**社外の教育訓練機関**での訓練だけでなく、②**部外講師**や③**部内講師**による訓練 (社内研修) も助成対象としています。ただし、訓練実施者ごとに一定の要件があります。

訓練の実施方法

①**通学制** (対面形式) だけではなく、②**同時双方向型の通信訓練** (オンライン) や③**eラーニング**、④**通信制** (通信講座) による訓練も助成対象としています。ただし、実施方法ごとに一定の要件があります。なお、eラーニング及び通信制による訓練の場合、経費助成のみとなります。

対象労働者の雇用形態等に応じたコース ()大企業

コース名	対象労働者	訓練時間数	経費助成	賃金助成
特定訓練コース (若年人材育成訓練)	正社員 かつ 若年者 (※)	10時間以上	45% (30%)	760円/時 (380円/時)
一般訓練コース	正社員	20時間以上	30% (30%)	380円/時 (380円/時)
特別育成訓練コース (一般職業訓練)	有期契約労働者	20時間以上	60%or70% (※) (60%or70%)	760円/時 (475円/時)

※若年者とは、申請事業所の雇用保険被保険者となってから5年を経過していない者かつ**35歳未満の者**をいう
 ※特別育成訓練コースの経費助成率は、支給申請日までに対象労働者が正社員に転換しているかにより、異なる

人材開発支援助成金を活用するためには

原則、訓練開始日の1か月前までに計画届の提出が必要です

(事前に宮崎労働局助成金センターにご相談ください)



施設の中核となる従業員に対して、介護福祉士実務者研修を受講させ、サービス提供責任者として活躍してほしい！

- 訓練コース：介護福祉士実務者研修（専門実践教育訓練の指定講座）
- 訓練実施者：民間の教育訓練機関
- 訓練の内容：介護福祉士としての専門的な知識や技術を身に付けるための通信講座
- 標準学習期間：3か月 ● 受講料：55,000円/1人 ● 受講者数：1人（正社員）

特定訓練コース（労働生産性向上訓練）の活用

()大企業

正社員に対して、**専門実践教育訓練**や**特定一般教育訓練**の指定講座である訓練や**特定行為研修**、**喀痰吸引等研修**などの労働生産性の向上に資する訓練（OFF-JT訓練時間数が**10時間以上**）を実施し、一定の要件を満たした場合、訓練経費の**45%（30%）**と1時間あたり**760円（380円）**を助成するコース。

助成額：24,700円

（経費助成：5.5万円×45%=2.47万円）

活用例⑤（介護施設・中小企業）



介護職員が医療的ケアを実施できるよう、喀痰吸引等研修を受講させたい！

- 訓練コース：喀痰吸引等研修（**実地研修を含む**） ● 訓練実施者：民間の教育訓練機関
- 訓練の内容：たんの吸引や経管栄養の講義と演習を実施したのち、看護師の指示のもと、一定の回数、利用者に対するたんの吸引等の実地研修を実施する
※自社施設の利用者に実施する場合、OJTとなるため、当該部分は助成金の対象外
- 訓練時間数：50時間 ● 受講料：88,000円/1人 ● 受講者数：1人（正社員）

特定訓練コース（労働生産性向上訓練）の活用（活用例④を参照）

助成額：77,600円

（経費助成：8.8万円×45%=3.96万円、賃金助成：50時間×760円=3.8万円）

活用例⑥（介護施設・中小企業）



介護職の正社員求人には、介護職員初任者研修修了者であることを必須としていたが、今後は有期契約労働者として介護未経験者を雇い入れることに決めた。未経験者に対しては、入社後、介護職員初任者研修を受講させることとした！

- 訓練コース：介護職員初任者研修 ● 訓練実施者：民間の教育訓練機関
- 訓練の内容：介護職員としての基本的な知識や技術を習得させるための訓練
- 訓練時間数：130時間 ● 受講料：55,000円/1人 ● 受講者数：1人（有期契約労働者）

特別育成訓練コース（一般訓練訓練）の活用

()大企業

有期契約労働者に対して、処遇を改善することを目的に行う訓練（OFF-JT訓練時間数が**20時間以上**）を実施し、一定の要件を満たした場合、訓練経費の**60%（60%）**と1時間あたり**760円（475円）**を助成するコース。なお、訓練修了後、対象労働者を正社員に転換する場合、経費助成率は**70%（70%）**となる。

助成額：137,300円

（経費助成：5.5万円×1人×70%=3.85万円、賃金助成：130時間×1人×760円=9.88万円）